

関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

1 松くい虫等伐倒駆除

(1) 作業内容

被害木を伐倒、枝払い、玉切り、整理し、薬剤を散布して、産卵、穿孔中の幼虫等を殺し成虫の発生を防止し、松くい虫等のまん延を防止するものである。

(2) 資格要件

事業の実施に当たっては、以下のいずれかの者を配置するものとする。

- ① 事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けている者
- ② 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正使用アドバイザー
- ③ 緑の安全管理士
- ④ 技術士(農業部門・植物保護又は森林部門・林業)
- ⑤ 樹木医又は松保護士(松保護士は松くい虫防除事業のみ摘要)
- ⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者、又は適切な研修を受講した者

(3) 伐倒、枝払い、玉切り、整理

- ① 伐倒する木は、ビニールテープ及びナンバーテープで表示してある。
- ② 伐倒方向は、樹形、隣接木の状況、地形、風向き等を考えて最も安全な方法を選ぶ。
- ③ 伐採点は、山側の地際を標準とする。
- ④ 伐倒木は、薬剤散布に支障とならないよう枝払い及び玉切りを行うこととする。
- ⑤ 玉切りした丸太及び枝条等は、必要に応じて薬剤散布等の支障とならないように整理する。

(4) 薬剤散布方法等

- ① 薬剤は乙が調達することとするが、使用する前に監督職員の確認検査を受けることとする。
- ② 散布は、噴霧器により、樹幹、末木枝条、伐根の全てに満遍なく(樹幹、末木枝条は反転させる)所定の薬量を散布する。
- ③ 散布する薬剤は、散布物件が明らかに判るよう、着色料を加えて使用すること。

- ④ 樹皮が濡れている時は、乾燥後に散布すること。
- ⑤ 使用する薬剤及び濃度、 m^3 当たりの散布量等については、別紙特記仕様書のとおりとする。

(5) 薬剤の取扱等

- ① 薬剤散布中又は薬剤を稀釈する際は、林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- ② 薬剤散布に使用した器具類を河川、用水路等で洗わないこと。
- ③ 空になった薬剤の容器は、監督職員の確認を受けてから処分することとし、林内に放置したり、河川等に被害を及ぼすおそれのある場所に投棄したりしないこと。
- ④ 薬剤の使用上の注意事項を遵守する。特に毒物又は劇物に指定されている薬剤については、毒物及び劇物取締法の規定を遵守すること。
- ⑤ 薬剤は、密栓して火気のない冷暗所にカギをかけて保管すること。
- ⑥ 薬剤に火気を近づけないこと。
- ⑦ 容器の蓋は完全にし、運搬中に薬剤がこぼれないように注意すること。
- ⑧ 作業現場へ運搬する薬剤は、当日の使用可能量とし、残量が生じた場合は、林内に放置することなく所定の場所に保管すること。
- ⑨ 薬剤を直接取り扱う者は、原液や散布液が直接皮膚に触れないよう、防護衣等の保護具を使用し、かつ清潔で丈夫な物を使用すること。
- ⑩ 作業後は、顔、手等の露出部を石鹼等でよく洗い、うがいをする。

(6) 安全管理

作業中は、危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。